

議案第49号

北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年6月7日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「60,200円」を「64,500円」に改め、同条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改め、同号ウ中「11,700円」を「12,500円」に改める。

第6条中「60,200円」を「64,500円」に改める。

第9条中「7円30銭」を「（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）」に改める。

第10条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第13条中「501円99銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。